

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-5 指定親会社グループについて</p> <p>IV-5-3 自己資本の充実</p> <p>IV-5-3-1 最終指定親会社における自己資本の適切性・十分性</p> <p>IV-5-3-1-2 自己資本の充実度の評価</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (新設)</p>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-5 指定親会社グループについて</p> <p>IV-5-3 自己資本の充実</p> <p>IV-5-3-1 最終指定親会社における自己資本の適切性・十分性</p> <p>IV-5-3-1-2 自己資本の充実度の評価</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 最終指定親会社については、自己資本の充実の状況が適当であるかを判断するための基準の補完的指標であって、過度なレバレッジの積み上がりを抑制するための簡素かつ非リスクベースの指標である連結レバレッジ比率（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（以下「連結レバレッジ比率告示」という。）第2条に定める連結レバレッジ比率をいう。）について、連結レバレッジ比率告示に定める水準以上のTier1資本を保有することが求められる。</u></p> <p><u>連結レバレッジ比率告示第2条ただし書の規定に基づき、日本銀行が、金融機関の日本銀行に対する預け金の額に大きな変動を生じせしめる金融政策を実施するような例外的なマクロ経済環境下においては、日本銀行が行う金融政策との調和を図るため、連結レバレッジ比率の分母となる総エクスポージャーの</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>額から日本銀行に対する預け金の額を除外しつつ、最低所要比率の見直しを行うこととし、当該比率については金融庁長官が別に指定する。なお、見直し後の最低所要比率については、マクロ経済環境等を踏まえ、適宜見直しを行うこととする。</u></p>
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業） IV-5 指定親会社グループについて IV-5-3 自己資本の充実 IV-5-3-3 最終指定親会社における連結レバレッジ比率の正確性 IV-5-3-3-1 意義</p> <p><u>連結レバレッジ比率（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（以下「連結レバレッジ比率告示」という。）第2条に定める連結レバレッジ比率をいう。）については、最終指定親会社の財務の健全性を示す基本的指標であることから、正確に計算されなければならない。</u></p> <p>連結レバレッジ比率の計算の正確性については、連結レバレッジ比率告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえる必要がある。</p>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業） IV-5 指定親会社グループについて IV-5-3 自己資本の充実 IV-5-3-3 最終指定親会社における連結レバレッジ比率の正確性 IV-5-3-3-1 意義</p> <p><u>連結レバレッジ比率については、最終指定親会社の財務の健全性を示す基本的指標であることから、正確に計算されなければならない。</u></p> <p>連結レバレッジ比率の計算の正確性については、連結レバレッジ比率告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえる必要がある。</p>
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>IV-8 秩序ある処理等の円滑な実施の確保</p> <p>IV-8-6 損失吸収力等の充実</p> <p>IV-8-6-1 損失吸収力等の適切性・十分性・正確性</p> <p>IV-8-6-1-2 主な着眼点と監督手法・対応</p> <p>(1) 母国当局としての金融庁の TLAC 規制への対応</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 外部 TLAC の充実</p> <p>イ. 所要水準</p> <p> a. 適用のタイミング</p> <p> 平成31年4月1日以降に「告示に指定されたG-SIBs」となった場合における当該金融機関グループの国内処理対象会社については、告示においてG-SIBsとして指定してから3年後を目処にTLAC規制の適用を開始するものとする。この場合、適用開始時における国内処理対象グループ連結の最低所要リスク・アセットベース外部TLAC比率は18%、最低所要総エクスポージャーベース外部TLAC比率は6.75%とする(TLAC完全適用)。</p> <p> また、平成31年4月1日以降に「告示に指定されたD-SIBs」が新たに本邦TLAC対象SIBsとなった場合における当該金融機関グループの国内処理対象会社については、適用開始時における国内処理対象グループ連結の最低所要リスク・アセットベース外部TLAC比率は16%、最低所要総エ</p>	<p>IV-8 秩序ある処理等の円滑な実施の確保</p> <p>IV-8-6 損失吸収力等の充実</p> <p>IV-8-6-1 損失吸収力等の適切性・十分性・正確性</p> <p>IV-8-6-1-2 主な着眼点と監督手法・対応</p> <p>(1) 母国当局としての金融庁の TLAC 規制への対応</p> <p>①・② (同上)</p> <p>③ 外部 TLAC の充実</p> <p>イ. 所要水準</p> <p> a. 適用のタイミング</p> <p> 平成31年4月1日以降に「告示に指定されたG-SIBs」となった場合における当該金融機関グループの国内処理対象会社については、告示においてG-SIBsとして指定してから3年後を目処にTLAC規制の適用を開始するものとする。この場合、適用開始時における国内処理対象グループ連結の最低所要リスク・アセットベース外部TLAC比率は18%、最低所要総エクスポージャーベース外部TLAC比率は6.75%とする(TLAC完全適用)。</p> <p> また、平成31年4月1日以降に「告示に指定されたD-SIBs」が新たに本邦TLAC対象SIBsとなった場合における当該金融機関グループの国内処理対象会社については、適用開始時における国内処理対象グループ連結の最低所要リスク・アセットベース外部TLAC比率は16%、最低所要総エ</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>クスポージャーベース外部TLAC 比率は6%とした上（TLAC 段階適用）、3年後を目処に最低所要リスク・アセットベース外部TLAC 比率は18%、最低所要総エクスポージャーベース外部TLAC 比率は6.75%とする（TLAC 完全適用）。</p> <p>ただし、これらの適用については、機械的・画一的に運用するものではなく、当該金融機関グループがTLAC 規制対応に要する期間、外部TLAC 比率の最低水準を達成するために当該国内処理対象会社が採る対応策の内容やその効果及びその対応策が金融システムに与える影響等に留意する必要がある。</p> <p>c～d（略）</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>④（略）</p> <p>（2）（略）</p>	<p>クスポージャーベース外部TLAC 比率は6%とした上（TLAC 段階適用）、3年後を目処に最低所要リスク・アセットベース外部TLAC 比率は18%、最低所要総エクスポージャーベース外部TLAC 比率は6.75%とする（TLAC 完全適用）。</p> <p><u>なお、最低所要総エクスポージャーベース外部TLAC 比率について、TLAC 1 柱告示第 1 条第11号ただし書の規定に基づき金融庁長官が別に比率を指定する場合には、当該比率とする。</u></p> <p>ただし、これらの適用については、機械的・画一的に運用するものではなく、当該金融機関グループがTLAC 規制対応に要する期間、外部TLAC 比率の最低水準を達成するために当該国内処理対象会社が採る対応策の内容やその効果及びその対応策が金融システムに与える影響等に留意する必要がある。</p> <p>c～d（同上）</p> <p>ロ・ハ（同上）</p> <p>④（同上）</p> <p>（2）（同上）</p>